

議案第70号

瀬戸内市手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月30日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市手数料条例（平成16年瀬戸内市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「個人番号カード利用交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。））」を「民間端末機（瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第14号）第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。）による交付」に改め、同表16の項及び17の項中「個人番号カード利用」を「民間端末機による」に改め、同表21の項中「1件」を「1通」に、「個人番号カード利用」を「民間端末機による」に改め、同表24の項中「個人番号カード利用」を「民間端末機による」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市手数料条例(平成16年瀬戸内市条例第55号)新旧対照表 (第2条関係)

| 現行  |       |  | 改正後   |       |   |
|---|-------|--|---|-------|---|
| 別表(第2条関係)   |       |  | 別表(第2条関係)   |       |   |
| 事務の種別   | 名称    | 手数料の金額   | 事務の種別   | 名称    | 手数料の金額  |
| 1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 戸籍手数料 | 1通につき 450円 (個人番号カード利用交付 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。)の場合にあつては、1通につき 350円) | 1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 戸籍手数料 | 1通につき 450円 (民間端末機(瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合にあつては、1通につき 350円) |
| 2～15 省略   |       |  | 2～15 省略   |       |   |

|  |       |  |
|--|-------|--|
| 16 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票の写しの交付（広域交付を含む。） | 交付手数料 | 1通につき 400円（ <u>個人番号カード利用</u> 交付の場合にあっては、1通につき300円） |
| 17 戸籍の附票の写しの交付                                   | 交付手数料 | 1通につき 400円（ <u>個人番号カード利用</u> 交付の場合にあっては、1通につき300円） |
| 18～20 省略   |       |  |
| 21 印鑑に関する証明                                      | 証明手数料 | 1件につき 400円（ <u>個人番号カード利用</u> 交付の場合にあっては、1件につき300円） |
| 22～23 省略   |       |  |
| 24 税その他公課に関する証明                                  | 証明手数料 | 1枚につき 400円（ <u>個人番号カード利用</u> 交付の場合にあっては、1枚につき300円） |
| 25～28 省略   |       |  |

|  |       |   |
|--|-------|---|
| 16 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票の写しの交付（広域交付を含む。） | 交付手数料 | 1通につき 400円（ <u>民間端末機による交付</u> の場合にあっては、1通につき300円） |
| 17 戸籍の附票の写しの交付                                   | 交付手数料 | 1通につき 400円（ <u>民間端末機による交付</u> の場合にあっては、1通につき300円） |
| 18～20 省略   |       |   |
| 21 印鑑に関する証明                                      | 証明手数料 | 1通につき 400円（ <u>民間端末機による交付</u> の場合にあっては、1通につき300円） |
| 22～23 省略   |       |   |
| 24 税その他公課に関する証明                                  | 証明手数料 | 1枚につき 400円（ <u>民間端末機による交付</u> の場合にあっては、1枚につき300円） |
| 25～28 省略   |       |   |